# 市民相談のご案内

令和8年4月1日現在

**大分市では、市政や個人の生活に関する悩み事について、各種相談に応じるとともに、関係機関などの案内も行っています。相談は無料です。秘密は厳守しますので、安心してご利用ください。**

## 市民相談室(市役所本庁舎2階)で行っているもの

お問い合わせ:月～金曜日　午前8時30分～正午、午後1時～5時
電話番号:537−5726(祝日及び年末年始を除く)

| 相談種類 | 相談の内容 | 日時<br>(祝日・正午～午後1時は除く) | 当室以外で行っているもの |
|---|---|---|---|
| 市　政 | 市政に関する要望や意見<br>担当部署や専門相談への案内など | 毎週月～金曜日<br>午前8時30分～午後5時 | |
| 行　政 | 国や独立行政法人、特殊法人が行う仕事に関する要望や意見など | 毎月第1月曜日<br>午前10時～正午 | 大分行政監視<br>行政相談センター<br>相談窓口　533−1100 |
| 法　律<br>※予約制 | 市が委嘱した弁護士による金銭貸借、相続、離婚などのトラブル解決に向けた相談<br>※相談時間は25分 | 毎月第1・3木曜日、第2水曜日及び第4火曜日<br>午後1時～3時<br>**※前日午前中までに予約が必要です** | |
| 司法書士<br>※予約制 | 不動産登記、相続、成年後見などに関する相談、金銭トラブルなど簡易裁判所における訴訟代理(訴額140万円以下)に関する相談<br>※相談時間は25分 | 毎月第2・4木曜日<br>午後1時～4時<br>**※相談日の10日前から予約ができます** | 県司法書士会の無料相談日<br>毎週木曜日<br>午後1時～4時<br>533−4110<br>※面談相談(予約制) |
| 行政書士 | 遺言書・遺産分割協議書、売買・賃貸借契約書、許認可申請などに関する相談 | 毎月第1・3金曜日<br>午後1時～4時 | 県行政書士会の無料相談会<br>場所:J:COMホルトホール大分<br>毎月第3水曜日(予約制)<br>午後1時30分～4時30分<br>537−7089 |
| 税　務<br>※予約制 | 税理士による所得税、相続税、贈与税など税に関する相談<br>※相談時間は25分 | 毎月第2・4木曜日<br>午後1時～4時<br>**※相談日の10日前から予約ができます** | |
| 宅地建物取引 | 宅地建物の売買、借家でのもめ事などに関する相談 | 毎月第2・3・4月曜日<br>午後1時～4時 | 県宅地建物取引業協会の<br>相談窓口<br>毎週火・金曜日<br>午前10時～正午、<br>午後1時～3時<br>536−3758 |
| マンション管理 | マンションの管理に関する相談 | 毎月第3木曜日<br>午後1時～3時 | |
| 交通事故 | 交通事故に関する相談<br>(加害者・被害者を問いません) | 毎週月・火・木曜日<br>午前9時～午後4時30分<br>※上記以外は市民相談室へ<br>お問い合わせください | 大分県交通事故相談所<br>月曜日～金曜日(祝日、振替休日、年末年始の休日を除く)<br>午前8時30分～午後5時15分<br>506−2166 |
| 知的障がい者 | 知的障がいがある人に関する相談 | 毎月第1・3火曜日<br>午前10時～午後3時 | 障害福祉課<br>537−5658 |
| 聴覚障がい者 | 聴覚障がいがある人に関する相談 | 毎月第1・3・5金曜日<br>午前10時～午後3時 | 障害福祉課<br>537−5785 |

**※時間に定めのある相談以外の相談時間は概ね30分です。**
**※月により相談の日程が変更になることがあります。(相談日は大分市HPでも確認できます。)**

## ■市民相談室以外で行っているもの

| 相談種類 | 相 談 の 内 容 | 日　時 | 担 当 部 署 |
|---|---|---|---|
| 児童家庭 | 子どもや子育ての悩みや困りに関する相談 | 毎週月～金曜日※祝日は除く<br>【中央】午前8時30分～午後6時<br>【東部】午前8時30分～午後5時15分<br>【西部】午前8時30分～午後5時15分 | 子ども家庭支援センター<br>（市内3カ所）<br>【中央】537−5688<br>【東部】527−2140<br>【西部】541−1440 |
| ＤＶ | 配偶者やパートナーからの暴力に関する相談 | 毎週月～金曜日※祝日は除く<br>午前8時30分～午後6時 | 中央子ども家庭支援センター<br>537−5666 |
| 母子・父子 | 母親（父親）本人や子どもの悩みや困りに関する相談 | 毎週月～金曜日※祝日は除く<br>午前8時30分～午後6時 | 子育て支援課<br>537−5721 |
| | | 毎週土曜日<br>午前9時～午後5時 | ひとり親家庭支援プラザ<br>576−8882 |
| | 母親（父親）本人の就労に向けての資格取得に関する相談 | 平日、土・日曜日、祝日<br>午前9時～午後5時<br>※第2・4月曜（祝日の場合は翌日以降の平日）を除く | |
| 身体・知的障がい | 身体障がいや知的障がいがある人に関する相談 | 毎週月～金曜日※祝日は除く<br>午前8時30分～午後6時 | 障害福祉課<br>537−5786 |
| 精神障がい | 精神障がいがある人に関する相談<br>（精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療、障害福祉サービス等の申請等については障害福祉課へ） | 毎週月～金曜日<br>午前8時30分～午後5時15分<br>※祝日は除く | 保健予防課<br>536−2852 |
| 障がい | 障がいに関する相談 | 【身体・知的・精神相談】<br>毎週月～土曜日（祝日・年末年始除く）<br>午前9時～午後5時45分 | 大分市基幹相談支援センター<br>【身体】576−8887<br>【知的】576−8888<br>【精神】576−8889 |
| | | 【緊急相談】<br>毎週月～金曜日<br>午前9時～午後9時<br>毎週土・日曜日、祝日、年末年始<br>午前9時～午後6時 | 大分市基幹相談支援センター<br>【緊急】529−7299 |
| 障がい虐待 | 障がいがある人の虐待に関する相談 | 毎週月～金曜日※祝日は除く<br>午前8時30分～午後5時15分 | 障がい者虐待防止センター<br>585−6003 |
| 成年後見 | 成年後見制度の利用に関する相談 | 毎週月～金曜日※祝日は除く<br>午前8時30分～午後5時30分 | 成年後見センター<br>547−7774 |
| 高齢者 | 高齢者の暮らしや福祉に関する相談 | 毎週月～金曜日<br>午前8時30分～午後5時15分<br>※祝日・正午～午後1時は除く | 長寿福祉課 537−5679<br>※お住まいの中学校区を担当する地域包括支援センターに直接相談することもできます。 |
| 消費生活 | 悪質商法による契約トラブルなど消費生活に関する相談 | 毎週火～金曜日<br>午前9時～午後6時<br>土曜日<br>午前9時～午後4時<br>※日曜、祝日、月曜（祝休日の場合は翌日）、年末年始は相談を行っておりません。 | 市民活動・消費生活センター<br>（愛称：ライフパル）<br>534−6145 |
| ＮＰＯ | NPO法人等の市民活動に関する相談 | 毎週火～金曜日<br>午前9時～午後9時<br>土・日・祝日<br>午前9時～午後5時<br>※月曜（祝休日の場合は翌日）、年末年始は相談を行っておりません。 | 市民活動・消費生活センター<br>（愛称：ライフパル）<br>573−3770 |
| 女性相談 | 女性の家族、仕事、暮らしのことなどに関する相談 | 毎週月・金・土<br>午前9時～午後4時<br>火曜日・木曜日<br>午後1時～午後8時<br>（相談曜日が祝日の場合<br>午前9時～午後4時）<br>※休館日（毎月第2月曜日（祝日の場合は翌日以降の平日））、年末年始は除く | 男女共同参画センター<br>（愛称：たぴねす）<br>【相談電話】574−5578<br>【面談予約】574−5577 |
| 男性相談 | 男性の家族、仕事、暮らしのことなどに関する相談 | 【電話相談】<br>毎月第2・4火曜日<br>午後5時～午後8時<br>【面談相談】<br>毎月第1・3火曜日<br>午後5時～午後8時<br>※休館日（毎月第2月曜日（祝日の場合は翌日以降の平日））、年末年始、祝日は除く | 男女共同参画センター<br>（愛称：たぴねす）<br>【相談電話】574−5630<br>【面談予約】574−5577 |

ご利用はいずれの相談も無料です。また、秘密は厳守しますので安心してご利用ください。